

霧島市条例第78号  
令和元年12月27日

霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例

霧島市消防団横川方面隊拠点施設の目的外使用料徴収条例（平成22年霧島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中「200円」を「210円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。